

わたしのまちづくり

「市民主体のまちづくり」と言われてみなさんは何か具体的なイメージがありますか?ここでは、主体的に活動している市民を情報課職員が取材して紹介します。



長久手市人権擁護委員

今回は、地域の相談役として人権相談に応じたり、人権について関心を持つもらえるようなさまざまな啓発活動などに取り組む、長久手市人権擁護委員の皆さんにお話を伺いました。

情報課職員(以下「情」)：はじめに、人権擁護委員について教えてください。

人権擁護委員(以下「擁」)：人権擁護委員は、人権侵害や差別が起きたときに被害者をサポートし、問題解決に向けて働きかける「まちの身近な相談役」として、法務大臣から委嘱されます。現在約14,000人の人権擁護委員が全国の各市町村で活動しており、長久手市では5人が委員を務めています。

子どもも、高齢者、障がい者、男女共同参画、同和関連という5つの分野に委員会が分けられ、あらゆる相談に対応できるよう日頃から学習会などをっています。相談のほかにも、多くの人に人権について理解を深めてもらうための啓発活動も展開しています。

情：人権相談とは、具体的にどのようなことをするのですか。

擁：福祉の家で毎月第3木曜日に、人権に関する相談を2人体制で受けています。相談内容は近所や家庭内のトラブル、職場でのハラスメント、人種差別など多岐にわたり、主に電話や窓口で受け付けています。必要に応じて関係機関に橋渡しすることもありますが、まずは相談者のお話をじっくり聞き、気持ちを整理してもらうとともに、より良い解決が図られるように最後まで

寄り添つて考えることを心がけています。

年に数回、名古屋法務局にある常設相談所へお手伝いに行くこともあります。

法務局では、「みんなの人権110番」、「女性の人権ホットライン」、「フリーダイヤル」「子どもの人権110番」の3種類の専用電話窓口があるほか、外国人の人の権相談やLINE相談などもあり、法務局職員と連携して相談を受けています。

情：人権に関する啓発活動にも取り組んでいることですが、どのような活動を実施していますか。

擁：花の栽培を通じて命の大切さを学び、人権意識の向上を図ることを目的とした「人権の花運動」があります。この活動は国が地方公共団体に委託する「人権啓発活動地方委託事業」のうちの一つとして選定された学校の児童に花を育てるもうう活動で、今年度は長久手市が委託されました。育てた花は市内施設に贈呈され、人権の花という思いやりのバトンを繋いでもらいました。

情：6月に行われた南小学校での花運動に私も参加しましたが、花を植えて終わりではなく、子どもたちがその後の世話を当番についても話し合つていて感心しました。植物を育てる経験から、生命の尊さや生

き物に対する優しい気持ちが育つといいですね。

擁：花運動以外にも、小中学校へ訪問して人権教室や人権作品の協力をお願いしたり、子どもたちが悩みや相談事を書いてポストに投函すると人権擁護委員が返信応答する仕組みの「子どもの人権SOSミニレター」を市内の小中学校に設置しています。

今後はできれば市内全校をまわり、人権の大切さを子どもたちに直接働きかけることができたらと思っています。一人ひとりが人権に対する意識を高め、相互理解による支え合いの心を育てる。その考え方を広く子どもたちに伝えていきたいですね。



▲人権イメージキャラクター
人KENまもるくん 人KENあゆみちゃん

「Weeklyながくて」でも長久手市人権擁護委員の活動の様子を取材しています。▶



人権相談の詳細はP13へ。



▲子どもの人権SOSミニレター

軽にご相談ください。また周りに人権侵害を受けて困っている人がいれば、身近に相談窓口があることを教えてあげていただけたらと思います。

軽にご相談ください。また周りに人権侵害を受けて困っている人がいれば、身近に相談窓口があることを教えてあげていただけたらと思います。